

Vol. 47

静政連 だより

静岡県宅建政治連盟

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠 3-18-16 (静岡県不動産会館内) TEL. 054-246-7175 FAX. 054-245-9730

次期参院選

推薦立候補予定者のご紹介

今年は、7月の任期満了日(25日)までに**参議院議員通常選挙**があります。政策産業たる不動産業界にとって、国の土地住宅政策を決定する政権与党との信頼関係が重要であることに変わりありません。

については、当連盟の幹事会において承認された推薦立候補予定者をご紹介しますので、会員各位のご支援ご協力を宜しくお願い致します。(比例代表の2名は、全国宅建政治連盟が推薦する立候補予定者です)

静岡県選挙区



わかばやし ようへい
若林 洋平 (新人)

平成9年 国立埼玉大学理学部化学科を卒業後、大手製薬メーカー(大正製薬)の医薬部に勤務。
平成13年 社団法人有隣厚生会富士病院に勤務。富士病院事務長、駿東共立産婦人科医院事務長、富士小山病院事務長などを歴任。
平成21年 御殿場市長に初当選、令和3年まで3期12年務める。
令和3年 10月の参院補欠選挙に出馬したが惜しくも落選。

比例代表



かたやま
片山 さつき 当選2回/平成22年、28年

平成17年 総選挙において静岡7区(浜松・湖西)より衆院議員に初当選し、経済産業大臣政務官に就任。
平成22年 参院通常選挙において全国比例代表トップ当選。
平成24年 総務大臣政務官に就任。
平成30年 第四次安倍改造内閣において内閣府特命担当大臣、地方創生・規則改革・女性活躍推進担当国務大臣に就任。

比例代表



あだち としゆき
足立 敏之 当選1回/平成28年

昭和54年 建設省入省。河川局河川計画課長、四国地方整備局長、中部地方整備局長、水管理・国土保全局長 等を歴任。
平成26年 国土交通省を退官。
平成28年 建設分野の職域代表としては過去最多の得票数(293,735票)を獲得して初当選。財政金融委員会委員、国土交通委員会理事、災害対策特別委員会理事 等を歴任。



7月の参院選に向けて 誰にでもできる

選挙運動

選挙というと、なんでもかんでも選挙違反になるのではないかと恐れてしまい、「自分の支持する候補者を当選させたい。そのために何か役に立つことをしたい」と思いながらも、どんなことをしたらよいのかわからないという人が少なくありません。そこで、選挙にはいろいろと規制はありますが、これだけは誰にでもでき、また「選挙違反にはならない」というものを挙げてみました。

個々の力はたいしたことはないと思っても、実はこの一人ひとりの言動が全般の情勢を左右する世論をつくり、一票一票を積み上げる結果となり、自分の支持する候補者を当選させ、その人を通して立派な政治を行なわせることができるのです。

選挙前

選挙の公示前は「投票を頼む」というような選挙運動は一切できませんが、次のようなことは自由にできます。

【1】 特定の人を政治的、文化的な活動を援助するための後援会をつくることは、どのような法律にもふれませんが、積極的に後援会をつくり、加入しましょう。また、後援会への加入を友人や知人、近所や会社の人たちにすすめましょう。

【2】 各選挙区の立候補予定者の政治活動に関し個人が寄付をするのは、金銭、有価証券によるものを除けば自由です(選挙運動に関する寄付については、このような制限はありません)。また、後援会に対する個人の寄付は、基本的に自由です。

なお、会社、団体等は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、一切、政治活動に関する寄付ができません。

(注) いずれの場合も、政治資金規正法による寄付額等の制限があります。

【3】 各選挙区の立候補予定者といろいろ話し合いをするのは自由です。立候補予定者を呼んで話を聞きましょう。



【4】 各選挙区の立候補予定者を推せんすることは、個人でも団体でも自由です。自分の所属する団体に相談して推せんしましょう。

(注) 団体で推せん会を開く場合は、あらかじめ特定の人を決めて否応なしに賛成させるような仕方はいけません。

【5】 推せんした理由やその人の経歴などを、報道・評論の範囲内で団体の機関紙誌などにのせ、通常の方法で配布することは差し支えありません。

各選挙区の立候補予定者の政見や抱負を徹底させましょう。

【6】 各種団体が、各選挙区選挙の立候補予定者の政見や議会報告等を聞くために、集会を開くことも自由です。



選挙期間中

立候補の届出を済ますと、次のようなことが自由にできます。積極的に運動しましょう。

【1】 街頭や電車のなかで友人や知人に会ったとき「〇〇さんをお願いします」と積極的に投票を依頼しましょう。

【2】 自宅や店、会社を訪ねて来た人に「〇〇さんをお願いします」と投票や応援を依頼しましょう。

【3】 電話で友人や知人に「〇〇さんをお願いします」と投票を頼みましょう。相手の忙しい時間や早朝、深夜などの時間帯を避け、積極的に電話しましょう。相手の人にも他の人に対して電話をしてもらうように依頼すれば、より大きな効果となります。



【4】 選挙と関係のない自治会、町内会、校友会、同窓会、社員会などの会合に出て、司会者の承諾を得て自分の支持する候補者や党のために投票や応援を頼みましょう。

【5】 職場や町内、団地などで有志とともに座談会などを主催することは自由です。要望などの意見交換をしたり、自分の支持する候補者のために挨拶するなど、地域住民と候補者を密着させましょう。

【6】 職場の責任者の承諾を得て、休憩時間中たまたまそこに居合わせた人に、自分の支持する候補者や党を紹介し、おおいにPRしましょう。



【7】 政党演説会や自分が支持する候補者の個人演説会、街頭演説などの会場に友人や家族を誘って聞きに行き、拍手や声援をおくりましょう。

【8】 自分の支持する候補者の演説会などで弁士となって候補者の応援をしましょう。

【9】 選挙事務所に行って、選挙運動用ハガキに推薦人や差出人として自分の名前を貸したり、友人や知人の名簿を提供しましょう。

【10】 街で自分の支持する候補者に出会ったり、選挙運動用自動車が通ったら、手を振ったり、声を掛けたりして励ましましょう。

【11】 支持政党のバッジや、後援会のバッジ、ワッペン類を胸に付けて歩くことは自由です。

【12】 テレビ、ラジオの政見放送や、党代表が出るテレビ討論などは、新聞などで事前に知ることができます。

【13】 選挙運動用ポスター（選管の証紙・検印済）を貼ったり、選挙運動用ビラ（選管の証紙が必要）を街頭演説の場所で配ったり、演説会場内で配るなどして応援しましょう。

（注） 散布（ばらまき）をしたり、個別訪問して配布してはいけません。

【14】 公示日以降は、電話作戦と同じように SNS を活用した選挙運動が自由にできます。Facebook、Twitter、LINE、Instagram 等のアプリを使って支援する候補者への投票を積極的に呼び掛けましょう。



してはならない選挙運動とは…

選挙運動は、本当は自由である方がよいのですが、様々な理由から制限されています。その主なものは次のとおりです。十分に注意しましょう。

1. 投票を頼むために各戸を訪問して歩くこと
2. FAX やメールを使って投票を依頼すること
3. 手持ちのハガキ等で友人等に投票を頼むこと
4. 投票をしてもらうために署名を集めること
5. 陣中見舞として酒や飲食物を候補者に贈ること
6. 選挙事務所等で食事等の提供を無償で受けること
7. 電話作戦や出陣式、街頭遊説などの動員に対し、バイト料や旅費日当を支払うこと
8. 選挙運動期間中の後援会入会活動
9. 公示日以前に、電話や SNS で投票を頼むこと
10. インターネットメール及びショートメールを使用して選挙運動を行なうこと

政治連盟の組織と会費の使途

様々な法律がからみ、ときの政治・経済情勢に左右されやすいのが不動産業です。これが「不動産業は政策産業」といわれる所以であり、政策産業であるがゆえに公益法人である宅建協会の活動だけでは限界があります。業界の権益を守り、不動産の円滑な流通を促進するためには、「国民の住宅取得を著しく阻害し我々の業の妨げとなっている税制や諸規制を是正しなければならない」ということは、業界人なら誰も認識しているところです。そして、その実現には、会員一人一人が結束して強力な“政治活動”を推し進めていかななくてはなりません。不動産業界の発展に政治活動は不可欠です。是非、政治連盟の活動にご協力下さい。

「静岡県宅建政治連盟」の組織

当連盟には、宅建協会会員（正会員・準会員・賛助会員 すべて）の代表者個人に所属して頂いております。ときの政権政党を通じて要望・陳情を行なう活動スタンスを主眼としておりますが、もちろん、自民党だけでなく他の政党が政権を担う場合も、積極的に要望活動や支援活動を行ないます。各種公職選挙の推薦候補者についても、当業界に相応しい候補者を機関決定すべく協議を重ねています。

政治資金規正法上、県選挙管理委員会にも正しく届出をしてあり、会計も公正な処理を行なっております。徴収した会費は、宅建顧問県議団や市町議会議員を通じた要望活動や政権政党を通じた国への要望活動など、一定の政党に片寄ることなく政治連盟における政治活動全般に使用します。

常に“まちづくり”への参画を念頭において活動しています

県内の懸案事項に関し、不動産業に理解ある県議会議員で構成する「宅建顧問県議団」の助言を得て、行政に対する積極的な要望活動を行なうことにより、都市計画やまちづくりへの参画を常に心掛けています。

国の施策にも影響を与える粘り強い要望活動

個々の力は小さくとも、組織として一致団結すれば大きな原動力となります。全国には都道府県ごとに宅建政治連盟が組織され、それぞれ地元で活動する一方、国の施策に対しては、その連合体である「全国宅建政治連盟」を通じ全会員が一丸となって粘り強い要望活動を展開しています。特に、全国一斉に行なう税制改正・土地住宅政策に関する要望活動は、国の施策に大きな影響力を与えており、我々の要望活動による成果が、業環境はもとより景気動向をも左右するといっても過言ではありません。

会費こそ当連盟の活動原資です

収束の予測が困難なコロナ禍、全国的に経済活動の停滞が長期化する模様で、未だ回復の見通しが立ちません。不動産業は“政策産業”であり、このような状況下においても、不動産関連税制の見直しや土地住宅政策等、世論も味方につけた要望活動の継続が不可欠です。そして、この要望活動によって得られる成果は会員がそれぞれ等しく享受できるものであり、その費用負担についても公平を図らなくてはなりません。

会費こそ正に当連盟の活動原資となるものです。是非、活動内容をご理解いただき、会費納入にご協力下さるよう宜しくお願い致します。年会費は5,000円です。

なお、当連盟のような政治団体は、政治資金規正法により、法人（会社や組合等）から会費を頂くことができません。あくまでも代表者個人の方より納入して頂くこととなりますので、領収書についても代表者個人宛てになりますことをご了承下さい。

ただし、自民党員として登録した会員（代表者個人）が、自民党静岡県宅建支部（職域支部）を通じて同額の年会費を納めて頂ける場合は、政党への寄付に該当しますので法人宛てに領収書の発行が可能です。ご不明な点や詳細につきましては、当連盟事務局または所属地区（宅建協会所属支部）までお願い致します。